

## 仕 様 書

### 1 委託業務名

小倉祇園太鼓を活用した旅行商品の開発及びプロモーション業務委託

### 2 概要

外国人観光客の誘致に繋げるため、小倉祇園太鼓を活用した旅行商品の開発を行うとともに、受入体制の構築及び同商品のプロモーションを実施するもの。

### 3 発注者

北九州市都市ブランド創造局インバウンド課（北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号）

### 4 業務の目的

小倉祇園太鼓を活用した旅行商品の開発及び受入体制の整備を行うとともに、海外の旅行会社、ランドオペレーター等を含め、広く海外に向けてプロモーションを行うことで、本市の認知度を向上と更なる外国人観光客の誘致を図る。

### 5 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 20 日まで

### 6 業務内容

#### （1）全体業務関連

以下の（2）～（3）の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。

#### （2）小倉祇園太鼓が体験できる旅行商品の開発及び受入体制の構築（FIT 向け）

- ① ターゲット海外市場は、2 市場以上とすること。
- ② ターゲット海外市場のニーズに応じた商品内容、価格設定を行うこと。
- ③ 商品の開発、価格設定にあたっては、北九州市インバウンド課および小倉祇園太鼓保存振興会と協議を行いながら、実施すること。

（小倉祇園太鼓体験のイメージ）

おもてなし太鼓への参加およびレクチャー（約 30 分～45 分）

その後、太鼓総見特別席での観覧（約 45 分）

※レクチャーおよび特別席の確保は、小倉祇園太鼓保存振興会が行うもの。

#### （3）プロモーション

北九州市の認知度向上及び外国人観光客の誘致を目的として、小倉祇園太鼓を含む北九州市内のまつりをフックに本市の観光資源のプロモーションを実施する。

なお、具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とする。

#### ※プロモーション手法の提案について

- ・ウェブサイト・SNS の活用、広告掲載、メディア・KOL の招請、動画制作、イベント開催などの手法から、対象とする国の訪日旅行の実態・志向等を踏まえた上で、活用する媒体等の具体的な名称や実施スケジュールを挙げて提案すること。
- ・対象については事業者から提案すること。
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO 対策を講じること。
- ・提案内容に応じた KPI を設定すること。

#### (4) 自由提案

上記(1)・(2)に加え、本市の認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションがあれば予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

#### (5) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(3)(4)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

- ・種類等：紙媒体（3 部）、電子データ
- ・報告書提出期限：令和 8 年 2 月 20 日（金）

### 7 その他留意事項

- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に発注者と受注者が協議の上決定する。
- ・各業務にかかる一切の経費（広告にかかる費用、調整費等）は、全て委託費に含むものとする。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属する。また、北九州市観光情報サイトへの活用または観光 P R イベント等において各種媒体を活用し発信する場合、北九州市は当該成果物を使用することができることとする。なお、成果物の編集を伴う場合は、両者協議のうえ個別に編集の可否を判断するものとする。また、これらの場合においては、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属する。
- ・受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### 8 その他

- (1) 契約金額には、本業務の履行に必要な全ての経費を含むものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、受注者の提案内容に従い、契約後詳細

な打合せにより、発注者の指示等に従いながら進めること。

- (3) 本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は発注者に帰属するものとし、本業務以外の業務に使用する場合がある。
- (4) 本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (5) 本仕様書において、明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議するものとする。